

○学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程

(平成 25 年 9 月 1 日規程第 2 号)

改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、「公益通報者保護法」(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)に基づき、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という。)における公益通報者の保護、公益通報への対応その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「公益通報」とは、本法人の職員(労働者派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。)、職員であった者(通報の日前 1 年以内に退職した者。以下同じ。)及び役員(以下、これらの者を合わせて「役職員」という。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本法人又は本法人の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本法人が設置する通報窓口、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等を行う権限を有する行政機関(法第 2 条第 4 項に規定する行政機関をいう。)、又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要と認められる者(当該通報対象事実により被害を受け、又は受けるおそれがある者を含み、本法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると想定される者を除く。)に通報することをいう。

2 この規程において、「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において、「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 法第 2 条第 3 項各号に規定する犯罪行為等の事実

(2) 医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為等の事実

4 この規程において、「公益通報対応業務」とは、公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

5 この規程において、「公益通報対応業務従事者」とは、この規程に従って受け付ける公益通報に関して公益通報対応業務の全て又はいずれかに従事し、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者をいう。

第 2 章 通報対応体制等

(業務体制等)

第 3 条 理事長は、公益通報対応業務従事者の最高責任者として、本法人における公益通報対応業務全般を総理する。

- 2 監査室長は、公益通報対応業務従事者の実務責任者として、本法人における公益通報対応業務の実務全般を統括するとともに、この規程に従って公益通報対応業務に従事する。
- 3 監査室の職員は、公益通報対応業務従事者として、この規程及び監査室長の指示に従って公益通報対応業務に従事する。
- 4 監事は、独立不偏の立場から公益通報対応業務の遂行状況をモニタリングするため、この規程に基づき監査室長から報告を受ける。

(公益通報及び相談の窓口・方法)

第4条 本法人における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、監査室に通報窓口を置き、監査室の職員が通報窓口を担当する。

- 2 役職員が通報窓口で公益通報又は公益通報に関する相談をするときは、書面(ファクシミリによるもの及び電子メール等の電子媒体への表示によるものを含む。)、電話又は面談により行うものとする。
- 3 前項の場合において、公益通報は、氏名、所属及び連絡先を明らかにし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由又は思料する理由を示して行うものとする。

(禁止事項等)

第5条 役職員は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他虚偽、誹謗中傷等の不正の目的をもって通報又は相談を行ってはならない。また、他人の正当な利益又は公共の利益を害することがないよう努めなければならない。

(通報の受付)

第6条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

- 2 通報窓口の職員以外の者が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口で公益通報するよう助言しなければならない。

(通報に関する措置の検討)

第7条 監査室長は、通報窓口において受け付けた公益通報の内容を把握し、通報対象事実に係る調査(以下「調査」という。)を実施するか否か等の検討を行い、公益通報を受け付けた日から20日以内に、その検討結果を理事長及び監事に報告するとともに、公益通報者に通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。

(調査の実施)

第8条 監査室は、通報対象事実を生じさせ、又はまさに生じさせようとしていると公益通報された者(以下「被通報者」という。)及びそれに関係していると疑われる者(以下、両者を合わせて「被通報者を含む調査対象者」という。)、並びに当該通報対象事実が関係する部署(以下「調査対象部署」といい、被通報者を含む調査対象者と調査対象部

署とを合わせて「調査対象部署等」という。)に対し関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施に必要な行為を求めると、及びその他の適切な方法により、調査を実施する。

- 2 監査室長は、通報対象事実の内容等に応じて必要があると認めた場合、監査室の職員以外の者(弁護士等の外部専門家を含む。)を調査に参加させることができる。
- 3 監査室長は、前項の調査参加者(以下「調査参加者」という。)に対して公益通報者を特定させる事項を伝達する場合には、公益通報対応業務従事者の地位に就くことが当該調査参加者に明らかとなる方法により、当該調査参加者を公益通報対応業務従事者として指定する。
- 4 調査の実施に当たっては、公益通報者が特定されないよう調査の方法等に配慮するとともに、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。また、被通報者を含む調査対象者には弁明の機会を与えなければならない。
- 5 監査室長は、理事長及び監事に対し、調査の進捗状況を適宜報告するとともに、調査の結果を速やかに報告する。
- 6 本条の調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしているとは認められない場合は、不正の目的をもった通報であったか否かについても併せて調査し、その結果を理事長及び監事に報告する。この場合、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査への協力義務)

第9条 調査対象部署等は、調査が円滑に実施できるよう、調査を実施する監査室の職員及び調査参加者に積極的に協力しなければならない。

- 2 調査対象部署等は、調査の実施に必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(是正措置等)

第10条 理事長は、調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることが明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は調査対象部署の長若しくは被通報者を含む調査対象者に対し是正措置等を講ずることを命ずるものとする。

- 2 調査対象部署の長又は被通報者を含む調査対象者は、前項の規定により命じられた是正措置等を講ずるとともに、当該是正措置等の内容、是正結果等について、監査室長を経て理事長及び監事に報告しなければならない。
- 3 監査室長は、前二項により講じられた是正措置等について、当該是正措置等が適切に機能しているかを適宜確認し、その結果を理事長及び監事に報告する。
- 4 前項の確認の結果、適切に機能していない場合には、改めて是正措置等を講じなければならない。

(調査結果等の通知)

第11条 理事長は、調査の結果並びに是正措置等の内容及び結果について、監査室を通じて、遅滞なく公益通報者に通知するとともに、必要に応じて関係行政機関に報告するものとする。

2 前項の規定により公益通報者に通知するときは、公益通報の被通報者、調査協力者等の名誉、プライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

(情報の秘匿)

第12条 公益通報対応業務従事者(公益通報対応業務従事者であった者を含む。)その他公益通報対応業務に関与する者(関与した者を含む。)は、公益通報者、調査協力者等の関係者個人を特定する情報その他の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第13条 公益通報対応業務従事者及び公益通報の被通報者を含め通報対象事実と関わりのある者は、自らが関係する公益通報への対応に関与してはならない。ただし、調査対象者として調査に協力すること及び弁明することを除く。

第3章 公益通報者の保護

(解雇等の不利益取扱いの禁止)

第14条 本法人は、役員又は職員が公益通報等(本条において「公益通報等」という。)をしたことを理由として、当該公益通報等をした者(本条において「公益通報者等」という。)に対し、解雇(公益通報者等が労働者派遣契約に基づき本法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除)又は解任を行ってはならない。

2 本法人は、役員又は職員が公益通報等をしたことを理由として、公益通報者等に対して、降格、減給又は労働者派遣事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 本法人の役員及び職員は、他の役員や職員が公益通報等をしたことを理由として、公益通報者等に対し不利益な取扱いや嫌がらせなど不快感を与える行為をしてはならない。

(公益通報者の探索の禁止)

第15条 本法人の役員及び職員は、正当な理由なく公益通報者を探索してはならない。

(不利益取扱い等に対する措置)

第16条 監査室は、公益通報又は公益通報に関する相談をした者から第12条、第14条及び前条に違反する行為に関する相談を受けるなどした場合、事実関係の調査を速やかに行い、監査室長は、調査の結果を理事長及び監事に報告しなければならない。

2 前項の調査の結果、第12条、第14条又は前条に違反する行為が確認された場合、理事長は、適切な救済・回復の措置を直ちに講ずるものとする。

第4章 その他

(懲戒処分その他の処置)

第 17 条 本法人は、次のいずれかに該当する者に対して、その行為の態様、関与の度合、生じた被害の程度、その他諸般の事情を考慮して、学校法人日本医科大学就業規則等に基づく懲戒処分その他適切な処置をとる。

(1) 第 10 条第 1 項に該当する場合において、通報対象事実に関与したことが調査により明らかとなった役員又は職員

(2) 第 16 条第 2 項に該当する場合において、第 12 条、第 14 条又は第 15 条に違反する行為に関与したことが調査により明らかとなった役員又は職員

(3) 第 8 条第 6 項に基づく調査により、不正の目的をもった通報等に関与したことが明らかとなった役員又は職員

(記録の管理)

第 18 条 監査室長は、公益通報及び公益通報の相談に関する対応記録を適切に作成し、当該公益通報の是正措置等に関する業務終了後 10 年間保存する。

(通報対応体制の評価・点検・改善)

第 19 条 監査室長は、通報対応体制について、定期的な評価・点検を実施し、その結果を理事長に報告する。理事長は、その報告の内容を踏まえて、必要に応じて通報対応体制の改善を行うものとする。

(通報対応体制等の教育・周知)

第 20 条 監査室長は、理事長の指示のもとに、法及びこの規程の趣旨、通報対応体制の仕組み、公益通報の方法、通報窓口の運用とその実績、その他必要な事項を役職員に対し教育・周知させるものとする。

(準用)

第 21 条 匿名の通報及び公益通報に関する相談については、公益通報に準じて取り扱うことがある。また、役職員以外の者からの通報及び本法人の諸規程に違反する事実の通報については、公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(適用除外)

第 22 条 公益通報及び公益通報に関する相談のうち「学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程」に規定する不正行為、「学校法人日本医科大学公的研究費管理規程」に規定する不正及び「学校法人日本医科大学ハラスメント防止等に関する規則」に規定するハラスメント行為に係るものの処理については、当該各規程の定める限度において、この規程を適用しない。

(事務の処理)

第 23 条 この規程に関する事務は、監査室が行う。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。